

資料 1

令和 3 年度

安房保健所（安房健康福祉センター）

主 要 施 策

令和3年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

総務企画課

事業名	事業内容	備考
1 医療施設に対する立入 検査事業	<p>病院及び診療所の監視をきめ細かく行うことにより、充実した医療サービスを提供できるよう指導・助言等の強化を図る。</p>	<p>(医療施設に対する立入り検査) 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、書面による確認のみ実施</p>
2 薬事監視指導事業	<p>薬局や医薬品販売業を対象にした医薬品等一斉監視、また医療機器販売業者を対象にした医療機器一斉監視を実施し、管内の薬事関係施設の適正な運営の推進を図る。</p> <p>また、毒物劇物販売業の監視についても並行し、毒物劇物等に起因する事故・事件の発生の防止を図る。</p>	<p>(医薬品等一斉監視) 令和3年7月～12月 (医療機器一斉監視) 令和3年7月～12月</p>
3 薬物乱用防止事業	<p>1 不正大麻・けしの撲滅運動を実施。特に自然発生しやすいアツミゲシ等の「植えてはいけないけし」の抜去に努め、管内住民からの情報提供があれば迅速に対応。</p> <p>2 管内の薬物乱用防止指導員15名から構成される千葉県薬物乱用防止指導員安房保健所地区協議会の書面開催及び啓発資材を活用した啓発活動を実施し、正しい知識の普及を図る。</p>	<p>4月～5月の期間で1660本のけし抜去</p>
4 献血推進事業	<p>令和3年度における管内の献血目標は400ml献血1,380名、200ml献血40名であり、目標達成のため各市町及び諸団体と連携して組織的な献血液体制を整備するとともに、地域住民に対する啓発に努める。</p>	
5 地域保健の総合的推進 に関する企画調整	<p>1 安房健康福祉センター運営協議会の開催 地域保健法第11条に基づき、所管区域内の地域保健および保健所運営に関する事項の審議を行う</p> <p>2 安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催(年2回) 県保健医療計画の改定や地域医療構想等の保健医療に関する施策に関して関係者が具体的な連携について協議をする場として設置。開催・協議結果についてホームページで公表。</p>	<p>令和4年1月～3月 書面開催予定</p> <p>第1回 令和3年8月 書面開催 第2回 時期未定</p>

事業名	事業内容	備考
6 調査・研究の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域が抱える健康課題解決のための調査・研究を推進し、各施策に反映させる。 2 厚生労働省統計調査（人口動態調査、病院報告、医療施設動態調査、医療施設静態調査、患者調査、医師・歯科医師・薬剤師統計等）の実施 	
7 情報の収集・整理及び提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口動態統計等既存資料の解析 2 事業年報及び保健所（健康福祉センター）だより（年2回）の発行 3 ホームページ及び総合相談窓口による情報の提供 	事業年報12月発行 保健所（健康福祉センター）だより 8月・2月発行
8 保健・医療・福祉の連携の充実強化	保健・福祉サービス調整推進事業 保健・医療・福祉等関係者の連携強化と人材確保・資質の向上に係る事業を実施し、在宅療養者に対する支援体制の推進を図る。保健・医療・福祉等関係者への研修会の開催	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、今年度は事業実施予定なし。
9 地域保健従事者等への研修	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護・栄養学生等の健康福祉センター実習 2 管内医療機関研修医の研修 	
10 地域防災対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療体制の整備 2 千葉県災害対策本部安房支部運営要綱に基づく体制整備 	

令和3年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

地域保健課

事業名	事業内容	備考
1 保健師関係指導事業	1 市町の現任教育体制づくりを支援する。 (1) 統括的立場にある保健師連絡会議 : 開催延期 (2) 管内保健師業務連絡研究会 : 開催中止 (3) 安房地域看護管理者研修会 (管内保健師業務連絡研究会合同)	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、活動中止。
2 難病法に基づく事業	1 指定難病医療費助成制度の申請請求に対し速やかな受付業務を実施する。 2 難病患者の在宅療養を支援する。 (1) 療養上の不安解消と QOL の向上を目的とした患者と家族のつどいの実施 (2) 保健師や訪問相談員等による家庭訪問や窓口相談の充実 (3) 療養支援体制の整備を目的とした難病対策地域協議会の実施 (4) 安房地域難病相談支援センターとの連携強化	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため患者と家族のつどいは中止。 難病対策地域協議会は2月頃書面開催予定。
3 母子保健事業	1 安房地域における母子保健の支援を充実するため、広域的な母子保健・医療・福祉・学校関係者との連携強化を図る。 (1) 保健所母子保健推進協議会の開催 (書面開催) (2) 思春期相談の実施 (3) 小児慢性特定疾病等長期療養児への療育支援 (4) 特定不妊治療費助成事業の実施	母子保健推進協議会については書面開催で実施予定

事業名	事業内容	備考
4 成人・老人保健事業	1 生涯にわたる健康づくりを目指し、地域・職域連携推進事業において情報共有を図り、連携協力体制の推進を図る。 (1) 安房保健所地域・職域連携推進部会 (2) 安房保健所地域・職域連携推進協議会 2 よりよい生活習慣に向けた取り組みとして、良質な睡眠による心と体の健康づくりに関する知識の普及啓発を図る。 睡眠に関するリーフレット、啓発グッズの作成、配布	地域・職域連携推進部会及び協議会は、書面開催予定。
5 総合的な自殺対策推進事業	1 自殺予防に関する住民への啓発と相談窓口の充実。	安房地域心の健康のつどい (新型コロナ動向を勘案し、実施方法を検討中)
6 肝炎対策事業	1 千葉県肝炎治療特別促進事業の申請に対し速やかな受付業務を実施する。	
7 給食施設指導事業	1 集団指導を積極的に実施し施設間のネットワークづくりにつなげ、自主的な栄養管理及び衛生管理の強化を図る。 2 管理栄養士や栄養士が配置されていない施設について配置指導を強化し、健康づくりを推進する。 3 利用者に生活習慣病予防を中心とした健康づくり・栄養教育の充実が図れるよう必要な助言・指導を行う。	給食施設個別巡回指導 令和3年4月～令和3年7月 給食施設研修会(施設研修資料の送付に替えて実施) 令和3年7月19日
8 健康づくり推進事業 (健康ちば21の推進)	1 「健康ちば21(第2次)」の目標を達成するため、市町・関係団体・地域住民等総合的に健康づくりのための支援を行う。	

事業名	事業内容	備考
9 精神保健福祉事業	<p>1 住民の心の健康をより高めると共に、障害者及びその家族に対して支援していく。</p> <p>また通報等による緊急事態に対しては関係機関との連携により迅速かつ適切に対応する。</p> <p>(1) 緊急事態や危機管理への適切な対応 (2) 当事者、家族等からの心の健康に関する相談支援 (3) 「心の健康」に関する知識の普及啓発</p>	<p>安房地域心の健康のつどい (新型コロナ動向を勘案し、実施方法を検討中)</p>
10 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策	<p>1 改正健康増進法に基づき、適切な受動喫煙対策の推進を図る</p> <p>(1) 通報や相談に適切に対応する (2) 受動喫煙対策の周知を図る</p>	<p>受動喫煙対策について保健所だよりに掲載。随時リーフレットを配付。</p>

令和3年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

地域福祉課

事業名	事業内容	備考
1 地域福祉事業	<p>1 千葉県地域福祉支援計画の着実な推進を図り、誰もが、ありのままにその人らしく地域で暮らすことができる「地域福祉」の実現を目指す。</p> <p>(1) 中核地域生活支援センターの活動支援</p> <p>(2) 市町地域福祉計画の策定支援</p>	
2 児童福祉事業	<p>1 児童の健全育成と福祉の推進を図るため、各種手当を支給するとともに、家庭相談員を配置し、家庭児童福祉の相談、支援を行う。</p> <p>(1) 特別児童扶養手当(4市町)・児童扶養手当(鋸南町)の支給</p> <p>(2) 家庭相談員による家族における児童養育の相談及び学校・市町等関係機関との連携強化</p>	
3 母子父子寡婦福祉事業	<p>1 母子及び父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の向上並びにその児童の福祉の推進を図るため、各種福祉資金の貸付を行う。また鋸南町において生活全般の相談、就労支援を行う。</p>	
4 配偶者暴力相談支援事業	<p>1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターとして、DV専門相談員が被害女性の相談を行うとともに、安全確保、保護命令制度の利用等の必要な情報提供、支援を行う。</p>	
5 老人福祉事業	<p>1 千葉県老人保健福祉計画の着実な推進を図り、高齢者一人ひとりが、生まれ育った地域、住み慣れた地域で、安心して暮らしていける社会の実現を目指す。</p> <p>(1) 介護保険事業の推進 介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）策定支援</p> <p>(2) 老人福祉法に基づく入所等に関する指導</p>	

事業名	事業内容	備考
6 障害者（児）福祉事業	<p>1 千葉県障害者計画の着実な推進を図り、障害者（児）の福祉の増進を図る。 また、指導員を配置し誰もが暮らしやすい社会づくりを推進する。</p> <p>(1) 地域自立支援協議会との連携 (2) 広域専門指導員が「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者（児）差別等の解消のための相談を行う。 (3) 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助 (4) 重度障害者（児）日常生活用具取付費補助</p>	
7 生活困窮者自立支援事業	<p>1 生活困窮者自立支援法に基づき生活保護に至る前の段階で自立の促進を図る。</p> <p>(1) 支援調整会議で自立相談支援機関が作成した支援計画の協議及び検証や関係機関との連携、調整を図る。 (2) 住宅費の援助により自立が図られる者に対し、生活保護基準の範囲内で住宅費を支給する。</p>	生活困窮者自立支援調整会議 毎月1回開催
8 生活保護事業	<p>1 生活保護法に基づき鋸南町の保護事務を担当する。</p> <p>2 所内及び関係機関と連携するとともに、きめ細かな訪問活動を継続し、ケースに応じた適切な支援に努め、ケース処遇の向上を図る。</p>	

令和3年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

健康生活支援課

事業名	事業内容	備考
<p>食品衛生事業</p> <p>1 食品営業施設に対する監視指導事業</p> <p>2 食中毒予防事業</p> <p>3 改正食品衛生法に基づく新制度の周知（令和2年度から継続）</p>	<p>千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、食品機動監視課と連携して食品営業施設の監視を実施し、施設の基準の遵守、HACCPに沿った衛生管理、食品の適切な取扱い及び食品の適正表示等監視指導の強化を図る。</p> <p>なお、HACCPに沿った衛生管理については、事業者が業態に応じて最適な衛生管理計画を作成し、また運用後の検証や修正を適正に行えるよう、必要時に個別の指導、支援を実施する。</p> <p>食品等の安全を確保するために、食品営業者や一般消費者に対し衛生教育や情報提供等を行い、衛生知識の向上を図り、食中毒を未然に防止する。</p> <p>(1) 営業者（地区別・業種別）や各種団体等の衛生講習会を実施する。</p> <p>(2) 地域住民に対する食品衛生の普及啓発として、「保健所だより」やインターネットのホームページ等を活用し、情報提供を行う。</p> <p>(3) 夏の観光シーズンに合わせて、食品衛生に関する注意喚起（食中毒警報等の発令や食中毒予防パレードなど）を行い、食中毒の発生を未然に防ぐ。</p> <p>改正食品衛生法に基づく新たな食品営業許可制度や食品営業届出制度等について講習会、リーフレット配布、個別相談受付等により事業者にも周知し、各種申請や届出の円滑化を図る。</p>	<p>食品衛生法の一部改正（平成30年6月1日）</p> <p>【主な変更点】</p> <p>①食品営業許可制度の見直し ②食品営業届出制度の創設 ③HACCPに沿った衛生管理の制度化</p> <p>※①、②の施行日 令和3年6月1日</p> <p>※③の施行日 令和2年6月1日 （経過措置1年間）</p> <p>HACCP（ハサップ） 原料入荷から製造、製品出荷までの一連の工程で、食中毒などの健康被害につながる危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法</p>
<p>狂犬病予防・動物愛護管理事業</p> <p>1 狂犬病予防事業</p> <p>2 動物愛護管理事業</p>	<p>市町並びに獣医師会と連携して犬の登録・予防注射の促進を図る。</p> <p>(1) 犬猫の飼い方に関する個別相談、ペットの防災対策に係る講習等を通じて、動物の愛護及び適正飼養の普及・啓発を図る。</p> <p>(2) 動物取扱業者に対する登録・指導等を実施し、動物取扱業の適正化を図る。</p> <p>(3) 野犬等の捕獲や、特定動物の適正飼養及び保管に関する指導を実施し、動物による危害発生の防止を図る。</p>	

事業名	事業内容	備考
<p>環境衛生事業</p> <p>1 生活衛生関係営業施設の監視指導対策</p> <p>2 特定建築物対策</p> <p>3 飲料水の衛生対策</p> <p>4 夏期安全対策</p> <p>5 温泉法に係る新規事業者等指導</p>	<p>生活衛生関係営業施設(理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場等)の衛生水準の維持向上を図るため、効果的かつ効率的な監視指導を実施するとともに、営業者の自主管理体制の確立に努める。</p> <p>(1) 年度当初の計画に基づき、地区単位で監視を実施する。</p> <p>(2) 旅館、公衆浴場等におけるレジオネラ症発生防止対策として、講習会等を実施する。</p> <p>多人数が利用する特定建築物について、衛生的な環境の確保を図るため、立入検査を実施し、適切な維持管理の指導を行う。</p> <p>(1) 市町の上水道施設及び町の水道施設の監視指導を実施し、飲用水の適切な衛生管理を図る。</p> <p>(2) 住民等からの飲用水(井戸水など)に係る相談等を実施する。</p> <p>遊泳用プールについて、事故及び感染症発生防止を図るため施設調査を実施する。</p> <p>県薬務課と連携し、温泉の掘削場所、動力の有無、温泉成分分析結果等の申請内容について、現地調査や書類確認により基準適合性を精査し、必要な指導を行う。</p>	
<p>健康危機管理事業</p> <p>健康危機管理体制の確保</p>	<p>(1) 危機事案発生時を想定し、適切に対応できるよう各活動班の体制整備を図る。特に新型コロナウイルス感染症発生に伴う所内体制の整備を図る。</p> <p>(2) 事案発生時には、迅速に体制を確定し正確な情報の把握、原因究明、医療の確保等を行い、健康被害の拡大防止に努める。</p>	

事業名	事業内容	備考
疾病対策事業 1 感染症予防事業 2 結核予防事業 3 エイズ予防事業 4 原子爆弾被爆者対策事業 5 肝炎対策事業 6 石綿健康被害救済制度事業	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症発生時には、関係機関等と連携を図り、速やかに感染拡大防止対策の徹底及び積極的疫学調査に取り組む。二次感染防止指導を迅速かつ的確に行い、感染症の蔓延防止を図る。関係機関と連携をとり、必要時、迅速な入院調整を図る。</p> <p>(2) 感染症発生予防のため、あわつと感染症情報の活用を図る。</p> <p>(1) 感染症法及び千葉県結核対策プランに基づき結核の予防対策に努める。</p> <p>①接触者の健康診断の徹底 結核蔓延の防止及び感染源・感染経路の究明のために関係者及び関連機関の協力を得て人権に配慮しながら接触者健診を実施する。</p> <p>②地域 DOTS の推進 関連機関との連携のもと、服薬確認 (DOTS) を軸とした服薬中断リスクに基づく患者支援を実施するとともに地域の服薬支援者を育成する。</p> <p>(2) 高齢者結核の早期発見・重症化予防に向けての支援体制の強化を図る。</p> <p>(1) エイズのまん延防止対策として学校・住民等へ正しい知識の普及・啓発活動を行う。(エイズキャンペーン及び青少年に対するエイズ等性感染症対策講習会)</p> <p>(2) 相談者のプライバシー尊重や利便性を考慮し、H I V即日検査及び夜間検査を行うなど窓口相談や検査体制の充実を図る。</p> <p>被爆者健康手帳の交付と健康診断および健康相談を実施し、被爆者の健康増進を図る。</p> <p>B・C型肝炎早期発見・早期治療のため肝炎検査の実施(第1・3月曜日)と専門医療機関の紹介を行う。</p> <p>速やかな申請手続き実施のための窓口対応の充実を図る。</p>	

令和3年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

検 査 課

事業名	事業内容	備考
<p>試験検査事業</p> <p>1 臨床検査</p> <p>2 食品衛生検査</p> <p>3 健康危機管理検査</p> <p>4 精度管理</p>	<p>健康危機管理対策及び「千葉県検査業務運営要領」に基づく各種試験検査を実施する。</p> <p>(1) エイズ等性感染症予防対策事業・ウイルス性肝炎対策事業による検査 ・エイズ抗体検査 ・梅毒抗体検査 ・B型肝炎ウイルス抗原検査 ・C型肝炎ウイルス抗体検査</p> <p>(2) 原爆被爆者対策事業 ・定期健康診断に伴う尿検査</p> <p>(3) 結核予防事業による喀痰検査 ・結核菌(塗抹・培養)検査</p> <p>(4) 腸内細菌検査(検便) ・腸管出血性大腸菌O157検査 ・赤痢菌・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ属菌検査</p> <p>(1) 食品機動監視課が収去した食品の細菌等の検査</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査 (2) 三類感染症発生時の患者・接触者等の調査に伴う検査 (3) 食中毒・有症苦情等発生時の調査に伴う検査</p> <p>(1) 食品衛生検査業務の信頼性を確保するため、内部精度管理の実施及び外部精度管理調査の受験</p>	<p></p> <p>原則毎月第1・3月曜日</p> <p>計画実施</p> <p>計画実施</p> <p>原則毎週 火曜日</p> <p>計画実施</p> <p>医療機関等からの依頼及び発生時対応 発生時対応 発生時対応</p> <p>計画実施</p>

令和3年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

食 品 機 動 監 視 課

事 業 名	事 業 内 容	備 考
<p>食品衛生事業</p> <p>1 食品営業施設に対する 監視指導事業</p>	<p>(1) 食品等の安全性を確保するために、千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、大型スーパー、大規模宿泊施設、主要食品製造業を中心に重点的な食品衛生監視を実施し、法令や衛生規範の順守確認、衛生指導を実施する。</p> <p>(2) 健康生活支援課・鴨川地域保健センターと共同で地域別に一斉店舗検査・移行許可施設監視や食中毒の原因調査を実施し、衛生措置により拡大・再発の防止をする。</p> <p>(3) 集団食中毒予防の観点から、学校、老人福祉施設等の特定給食施設の監視指導及び衛生教育を実施する。</p> <p>(4) 制度化された、HACCPに沿った衛生管理（令和3年6月1日完全施行）の周知、導入指導、技術的助言を食品事業者に対し行う。</p>	
<p>2 食品の収去検査</p>	<p>(1) 流通販売されている食品を収去し、保健所及び衛生研究所で検査（細菌検査・理化学検査）を実施し、不適切な食品については、衛生措置と製造方法や表示等について改善指導を行い、違反・不良食品を排除し、食品による事故防止に努めている。</p> <p>また、給食施設や宿泊施設においてはその調理品の収去検査を実施し、その結果を基に食品の取り扱いや調理作業工程等について衛生指導を行う。</p> <p>(2) 管内は農水産物の生産が多く、また豊富な観光資源を生かした観光産業が盛んで、年間を通して観光客の集客があり、農水産物加工品や土産物産品の種類も多岐にわたっている特徴がある。それらの安全と安心を確保するために、製品の成分規格や表示違反食品の排除を行う。</p>	